

# 評価細目の第三者評価結果 (保育所)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ－１ 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－１－（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ－１－（１）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	<p>保育理念の３項目「すべての児童が心身ともに健やかに育成されるよう努める」「すべての児童の生活をひとしく保障し愛護する」「保護者とともに、すべての児童を心身ともに健やかに育成する」が保育所のしおりや市の保育実施要領などに明示され、保育の基本方針５項目「人として生きる力を養う」「健全な心身の発達を図る」「豊かな人間性を持った子どもを育成する」「子どもの福祉を重視した保護者支援を行う」「地域における子育て支援のために、社会的役割を果たす」も合わせて明文化されている。また、保育目標の「心身共に健康な子」「自分を大切に友達も大切にできる子」「安定した環境の中で考え、働きかけていける子」「何事にも関心を持ち意欲的に遊べる子」「自己表現のできる子」が設定され、理念・方針などに基いて保育所目標３項目を取りまとめ提示して伝えている。年度初めの職員会議で確認したり、事務室や各保育室に掲示して日常の保育活動の際にも適宜確認できるよう配慮している。保護者に向けては、入所説明会や年度初めのクラス懇談会などで説明して周知している。また、毎月の保育所だよりに掲載して理解と共有に努めている。</p>

Ⅰ－２ 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－２－（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ－２－（１）－① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	<p>市から提供される文書類は職員に回覧するとともに、事務室にファイリングして保管している。社会福祉事業全体の動向や子育て制度に関する改正などの最新情報は、定例の所長会・所長連絡会、社会福祉に関する冊子や専門誌、新聞記事、インターネットなどから把握し、関連する資料は事務室にて保管して、全職員が必要に応じて適宜見られるように配慮している。地域の子育て支援事業「保育所であそぼう」「園庭開放」などを通して情報などを把握したり、近隣世帯に向けて夏祭り・運動会などの行事への案内を配布して近隣居住者との交流につなげ、子育てニーズの把握にも努めている。また、近隣小学校や社会福祉協議会、自治会へも行事の案内を配り、関連機関との連携を大切にしている。</p>
Ⅰ－２－（１）－② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	<p>園に寄せられた要望やアンケート結果などをもとに、保育活動や施設の改修などに反映して改善につながる取り組みを行っている。要望や意見などは前年度の引き継ぎ事項と合わせて職員間で検討・協議し、取り組めるところから事業計画や行事の内容などに反映させて、子どもたちの楽しい保育所での生活やさらなる成長に向けた様々な工夫や配慮などに活かしている。保育の質向上に向けては、職員会議での情報共有と理解促進などに努め、自主研修や各種研修の充実を図り、一人ひとりの職員の良さを活かして、保育活動や地域連携・交流などに取り組んでいる。</p>

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	<p>市の子育て支援に関する平成31年度までの5カ年の「子ども・子育て支援事業計画」が策定されており、5つの基本目標「就学前の親子への支援の充実」「子どもの笑顔を育む環境づくり」「様々な支援が必要な子どもや家庭への支援」「子育てを応援する環境づくり」が掲げられ、目標の達成に向けて各種の事業が進められている。保育所に関連する主な事業としては、食育の充実、第三者評価事業などの取り組みが挙げられ、保育活動などに展開されている。保育所建物の老朽化などの課題やより具体的な保育活動の実践につながる取り組みなどを考慮し、設備の改善・維持補修、おもちゃや絵本などの拡充・整備、子どもたちへの提供の仕方・見せ方、保育所からの情報をどのように保護者などに向けて提供していくかなど、具体的な取り組み内容・達成目標及び指標を含めた保育所独自の中期計画の策定も期待したい。計画策定に際しては、職員全員による合議を基本とした検討・協議を進め、保育所の将来像や建物・設備の具体的な改修目標なども盛り込むなど、職員各自の保育への思いが子どもたちのさらなる楽しい保育所生活に活かされることが望まれる。</p>
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	<p>公立保育所全体の運営計画が市の「子ども・子育て支援事業計画」に基づいて年度毎に策定されており、計画目標や施策などを反映して保育課程の内容を見直し、年・月・週の保育指導計画などが検討・策定されている。子どもたちの養護・教育、保護者支援、人権保育、地域における子育て支援の役割など、保育所として果たすべき取り組みなどを具体的に明確にして、保育理念・方針や保育目標、保育所目標の達成に向けて日々の保育活動などを進めている。また、年間の保育指導計画や行事計画などの各種計画を策定し、それらの計画に沿って保育活動などの実践が行われている。</p>

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
<p>I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>b</p>	<p>年度毎に全保育所共通の運営計画が市内の公立保育所所長で構成される所長連絡会・保育所運営委員会において策定され、それに基づいて各保育所の活動が実施されている。保育所運営委員会は進行管理部会・運営部会・研修部会から構成され、各保育所の保育活動・研修・安全管理などについて評価・振り返りを行い、報告書を作成して次年度に活かしている。職員会議を通じて所長会などで協議された運営計画の内容などは職員全員に伝えられ、必要に応じて延長保育時間外パートにも周知されて共有される。また、保育所における年・月・週の指導計画については、それぞれの対象期間毎に計画及び実践の評価・振り返りを行い、職員会議などでの話し合いを受けて次期の計画策定に活かされている。研修の内容や目標などを整理した計画情報も職員会議を通じて伝えられ周知されており、保育の質向上などに向けて情報の把握・保育知識や技能など習得につなげている。</p>
<p>I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>b</p>	<p>年間の行事計画は年度初めの保護者会で配付して説明を行い、変更などがある場合にはその都度保護者に向けて配付物や掲示などで知らせている。また、年度初めのクラス懇談会で年間指導計画についても説明を行い、年齢毎に保育所での取り組みのねらいや内容などを伝え、理解と協力につなげている。日常の保育活動に関しては、週案を掲示して保護者に子どもたちの活動や予定を伝えたり、その日の活動内容などを保育所内に掲示して紹介することで子どもたちの様子を知ってもらっている。季節に応じた行事、障害児通所施設や子育て支援センターとの交流事業、「保育所であそぼう」「園庭開放」などの事業、公開保育などの取り組みも伝えて、保護者との相互理解に活かしており、満足度も高い。保育目標などと指導計画や行事内容などとのつながりも併せて保護者に伝えていくことで、職員の保育活動への工夫や配慮なども理解し共有できる取り組みの検討も期待したい。</p>

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	<p>行事終了後には保護者からのアンケート結果と合わせ、行事の内容や進行手順などについて評価・反省を行い、今後に向けての課題などを職員間で協議・共有して、改善や見直しにつなげている。保育の質の向上などを旨として職員会議、週案会議などを行い、子どもたちの状況に合わせて丁寧な対応に努め、保育の実践に活かしている。また、保育所運営委員会を行い報告書を取りまとめ、年度末には市立保育所全体で検討し、さらなる保育の改善に取り組んでいる。年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画などを保育課程に基づいて作成しており、年間指導計画は年2回職員会議で評価・反省を行い共有し、月間及び週間指導計画、個別計画の評価・反省はクラス内で話し合い、計画立案者が個別に評価・振り返りをして次の計画策定に反映している。週案会議で週間指導計画の評価・振り返りを行い、翌週のクラス体制などを確認して計画内容が年齢や発達に応じたものになっているか、クラス間での連携などを考慮して決定している。保育活動の状況は進行管理表を用いて年度毎に確認して、保育の質向上などに活かしている。</p>
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	<p>各保育所の運営や保育活動の状況などを確認・調査して、運営委員会で検討・協議を行い、各保育所に返すことで保育の改善・向上に向けた取り組みを進めている。また、年間指導計画は前期と後期に分けクラス打ち合わせでの評価・反省を踏まえ、職員会議で検討・協議を行い次年度の計画策定に活かしている。保護者参加の行事後にはアンケート調査を行い、感想や意見などを取りまとめ、職員会議での協議を受けて問題点や課題などを整理し改善内容を検討して、その後の保育活動などに活かしている。行事に関するアンケート結果は集計を行い、保護者に配付しており、必要に応じて改善策なども合わせて伝えるように努めている。</p>

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	<p>所長・副所長・保育士・看護師・給食調理員・用務員の役割が職務分担表として整理されている。所長等の職務分担は事務室に掲示され、職員に周知されている。所長は保護者対応や保育活動全般における総責任者としての立場を明確にし、保護者とのコミュニケーションを大切に人権保育を進め、地域社会との連携・協働を図り、職員の保育活動などを支援している。また、副所長は所長を補佐し、保育活動のリーダーとして各職員の指導・支援や保育活動が円滑に進むように配慮している。</p>
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	b	<p>市職員の実務の手引きにサービス内容が整理され、各種の義務行為・禁止事項などを明示して保育活動が円滑に進められるように配慮されている。職員研修などを通じて各種法令に関する理解を深め、習得した法律や制度等の改正点などは職員会議などの場で周知・共有して、職員間での共通認識に活かしている。また、個人情報保護など遵守すべき法令に沿って、職員に繰り返し伝え確認を徹底している。今後は、保育所の運営に関する各種法令などを整理して、職員間での共通認識につなげる対応も進められたい。</p>
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	<p>職員会議・3歳以上児会議・3歳未満児会議・週案会議・昼会議などを通して、子どもたちの情報などの報告・連絡・相談を徹底し、保育業務を適正かつ円滑に進めている。保育指導計画の作成や活動記録の指導、保護者対応の方法など、職員間でのコミュニケーションや意思の疎通などを図り、子育てにおける地域などの現状を把握して、保育所の抱える課題や改善点などを積極的に話し合える環境を整え、保育の質向上につながるよう取り組んでいる。</p>
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	<p>保育所内での各種会議を通じて、保育活動に関する情報の共有などに努め、職員が働きやすい人員配置に配慮して、職域を越えて意見交換などが活発にできるように努めている。会議では資料を事前に配布して話し合うテーマの確認を行い、反省点などは予めまとめておくことで積極的に意見が出せるよう工夫している。最終的に所長が保育所としての取り組みの方向性を決め、職員も責任を持って取り組んでいけるように意見などを尊重するように対応している。また、保護者からの要望なども参考に、効率よい保育所運営につながるよう工夫と配慮を行い、無理のない範囲で節約にも努めている。子どもたちが保育所に慣れない年度初めには所長が0歳児クラスに入って保育補助や指導を行い、必要に応じて各クラスの保育活動に参加することもある。</p>

II-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	人権保育推進のための保育者の心得が明示されている。「一人ひとりを大切にする保育」が取りまとめられ、保育者としての基本姿勢が提示されている。環境・関わり方・受容・ことば・名前の呼び方・人数を数える時・性の違いの考え方が整理され、保護者・家庭支援、地域、職員間、個人情報保護についての基本的な方向性が示され、職員間での共有に活かされている。人事配置については市の基準をもとに進められており、保育所内の担任などの配置は職員会議などで各自の希望などを聞き、話し合いで調整して決めており、職員間の相性なども考慮して保育所運営が円滑に進むように取り組んでいる。
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	枠組みとして「能力」「意欲」「実績」の3つの評価項目から構成される市の人事評価制度が定められており、職員は評価シートを用いて記入を行い、評価に活かされている。副所長の面接により1次評価が実施され、さらに所長による2次評価を受けた後、市の担当部署に評価シートが提出される。職員には面談などを通じて結果などが適宜フィードバックされている。また、「職員の給与について」の文面が整えられ、職種に応じた初任給、職務の等級に応じた職務内容などが明確にされており、職員に向けて周知されている。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	週休・夏季休暇・福利休暇が職員の希望に合わせて取得できるよう、勤務シフトなどに配慮がなされており、有給休暇の取得率の向上、なるべく長期休暇を取るよう努めている。また、保育所間での異動などの希望は自己申告書で提出できるようになっており、職員面談や日常の保育活動におけるコミュニケーションなどを通じて把握されている。所内での担任などへの希望は年度初めの職員会議で把握し、協議をもとに合議で決定されている。職員のストレスへの対応として、臨床心理士による相談やメンタルヘルスへの助成支援があり、心身への健康への配慮がなされている。福利厚生に関しては県の市町村職員共済組合に加入しており、組合の冊子や毎月発行される共済だよりなどから情報を得ることで提携施設などの利用ができるようになっている。

<p>Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
<p>Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保育実施要領や市立保育所研修計画の中で職員育成に向けた基本的な取り組み姿勢が明記されている。保育所運営委員会の研修部会で年度毎に保育所研修計画が検討・協議されている。研修の実施状況は報告書として取りまとめられ、今後の課題とともに次年度の計画に反映されている。「能力」「意欲」「実績」の項目についての自己評価を行い、職員面談などを通じて結果が返され、職員個々の資質向上などに活かしている。また、人権保育への取り組み・考え方などの共通認識化に向けて副所長を責任者として所内研修を行い、職員間での意識付け・保育の実践などにつなげている。保育指針の5領域と食育を6つの研修会として位置づけ、各保育所から各研修会に一人ずつ参加し、保育内容の研究・研修を行っている。研修参加後は会議報告書や復命書を所長に提出し、研修会での課題を各保育所で検討したり、会議内容を職員全体にフィードバックすることで、自己研鑽・資質向上に努め、保育活動に活かしている。さらにテーマを決めて自主学習会を計画し、健康リズム・子どもの病気とケガ・感染症・人権保育・リズムの細かい動き・紙芝居・絵本の整備・園庭の環境整備・子どもの育ちを意識した遊びなどの学びに取り組んでいる。</p>
<p>Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>b</p>	<p>市立保育所研修計画が年度毎に策定され、それに基づき人材の育成・技能や知識の習得につながる取り組みが進められ、新人研修・役職別研修・職種別研修などが市の職員研修として計画的に行われている。所内研修が行われおり、所外での研修にも職員が個別に参加して自己研鑽に努めている。今後は、人事評価制度で用いる「目標管理シート」などを活かして、職員一人ひとりの保育士として将来像・目標などを設定し、参加したい研修内容などを把握して個別の人材育成計画として取りまとめ、職員の育成・さらなる資質の向上などにつなげる取り組みなども期待したい。</p>
<p>Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>b</p>	<p>研修に関する案内などを職員に伝え、参加希望を募ってできるだけ希望に沿って参加ができるよう勤務シフトなどを検討し、保育業務に支障がない限り参加できるように配慮している。研修に参加した職員は受講後に復命書を所長に提出しており、個々の研修成果を見直して職員会議などの場で報告することで研修内容の再確認と今後の保育活動に活かせるポイントを整理するなど、職員間での保育に関する知識や技術の習得、周知・共有につなげている。研修に関する記録も順次蓄積されており、次年度の研修計画へ反映できるようにしている。さらに、個々の研修成果が保育活動の中でどのように活かされ、子どもたちの養護・教育などにどのような成長・発達となって表れてきているのかを評価・記録して職員間で確認・共有する振り返りの場も期待したい。また、研修成果についての振り返りが毎年度保育所運営委員会の研修部会で行われ、次年度の研修に関する実施計画が提案されている。</p>

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生の受け入れに関するマニュアルを整え、受け入れにあたっての留意点、手順などを明示しており、受け入れはマニュアルに沿って適切に対応している。保育所でも担当などの受け入れ体制を整えて、保育の専門学校・大学・看護・医療福祉関係の学生の実習を受け入れており、多くの実習生が来所して保育実習に携わっている。所長を中心にオリエンテーションで個人情報扱いを含めて説明した後、職員全体に紹介して周知し、クラス担任が保育の指導などにあっている。実習生の受け入れに際しては麻疹接種の確認、検便の提出を義務付けており、個人情報の守秘義務に関する誓約書にサインと押印をしてもらい、受け入れる職員も含めて個人情報保護の遵守を徹底している。実習生を受け入れることで子どもたちが外部の人と交流しふれあい、社会性や社交性などの成長につながり、指導や助言などの機会を通して職員自身の育成にも活かされることから、今後も受け入れなどを積極的に行っていきたいと考えている。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	保育所の情報は子育てガイドブックや保育所ガイドブック、パンフレットに掲載され適宜市民に向けて配付されている。また、地域に向けては運動会や夏祭りなどの行事の開催に合わせてポスターを掲示するなど、情報の提供が適宜行われている。「保育所であそぼう」のお知らせも掲示して地域の居住者に保育所での取り組みへの参加を促し、市の広報紙でも保育に関する情報が紹介されている。情報公開の請求に対しては、市の情報開示請求制度が整備されている。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	過去に第三者評価を受審し、保育の質の向上・組織運営の効率化・適正化などにつなげている。保護者に向けては第三者評価結果を所内で閲覧したり、県のホームページで確認できることを伝えている。また、保護者会の際に保育に関する新しい制度について説明したり、おたよりや年間行事計画など、保育所での活動のねらいや取り組み内容などを伝えて、理解と協力の促進に努めている。



Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	<p>保育所での人形劇、運動会、夏祭り、保育所であそぼう、公開保育などの活動には地域の高齢者や居住者、保護者などとともに子どもたちも参加して在所の子どもたちとの交流を楽しんでいる。ポスターを掲示したり、お知らせで地域に向けて参加を呼びかけることで多くの方々の来所を促している。公開保育の際には近隣小学校の先生や民生委員、公共施設の職員などの参加があり、地域の子育て情報や福祉活動へのニーズなどを把握する機会ともなっている。また、近隣の小学校の協力で運動会や学校公開などの訪問交流を行い、子どもたちが小学生とのふれあいを楽しみ、年長児の就学に向けた意識付けなどの取り組みとしても活かしている。近隣居住者からはおもちゃやタオルなどの備品の提供もあり、騒音などの指摘も受け入れ、対策を検討し実施するなどの対応も進めている。</p>
Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	<p>ボランティアの受け入れに関するマニュアルを作成し、受け入れ体制を整備して対応している。個人情報の保護に関する説明・確認、注意事項などを所長がオリエンテーションで説明し、基本的な考え方・対応などを伝えている。中学生の職場体験や社会福祉協議会のインターンシップ事業のボランティアを受け入れ、中学生は年齢が近いこともあり子どもたちにとっては兄弟と接する感覚での交流の場になっている。ボランティアを受け入れることで、指導や助言などを通して職員の育成や成長につながり、子どもたちの保育所での生活に幅を持たせる取り組みともなっている。</p>
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ－４－（２）－① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	<p>おさんぽマップを所内に掲示し、周辺の公園や神社などの場所を伝えたり、子どもたちがどこの公園に散歩に出かけているかを保護者に周知することで子どもたちとの話題の提供にもつながっている。発達支援相談センターや児童相談所、子育て支援センターなどとの連携を活かして保育への対応を進め、市役所などの配布物を保育所内に置いて保護者に配布したりもしている。保健センター、社会福祉協議会、警察署、消防署、西上尾第二団地内自治会長と連携協力して地域に根ざした保育所を目指している。地域の子育て支援施設として、市役所・発達支援相談センター・保健センター・児童相談所、嘱託の小児科医・歯科医などと必要に応じて連携が取れるようにも配慮している。地域資源などの情報は職員会議を通して周知し、必要に応じて迅速な対応が取れるように努め、保育の充実・子どもたちの健康管理・安心安全への対策に活かしている。交通安全や不審者対応の防犯指導を受けたり、発達支援専門相談員の巡回相談も受け保育指導に活かし、就学に向けた相談員の巡回指導なども行っている。また、近隣の小学校との交流や連携にも力を入れ、子どもたちの成長につなげている。</p>

Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
<p>Ⅱ－４－（３）－① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。</p>	<p>b</p>	<p>子育て支援センター主催の「保育所であそぼう」では地域の子育て家庭の子どもたちがクラスに入って在所児と保育活動を通してふれあい、園庭開放でも地域の子どもたちが遊びを楽しんでいる。また、年２回の公開保育では日常の保育活動を見学してもらうことで保育所を理解してもらう場となっている。市内の障害児通所施設との相互交流保育も実施しており、障害児とのふれあいを通して社会性の向上に活かしている。保育所にはAEDが設置されており、職員はAEDの講習会を受講して緊急時対応にも備えており、地域自治会などにAEDの設置と対応ができる職員がいることを伝えて活用につなげている。</p>
<p>Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>b</p>	<p>行事後のアンケート、保育所であそぼうや子育て支援センターを通しての園庭開放、公開保育、交流保育などを通して、地域の子育て家庭支援につながるニーズなどの情報収集を行っている。また、保育所見学者から話を聞いたり、保護者とのコミュニケーションで地域における子育てへの意見や要望などの情報を直接収集・把握するようにも努めている。行事関係のお知らせを配布する際にも地域における情報把握を行い、保育の取り組みに活かしている。その他、市の担当課や社会福祉協議会、民生委員、自治会などから具体的な福祉ニーズの把握も進めており、所長連絡会では各保育所の所在地域での待機児童の情報などを把握して保育に関する対応につなげている。地域の子育て家庭に向けて、保育所での人形劇やマジックショー、夏まつり、運動会などの行事への参加を促し、保育所での活動に触れてもらう取り組みを行っている。</p>

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	保育実施要領に業務にあたって必要な内容などを整理し全職員に配付しており、保育実施要領は事務室にも常備して全職員がいつでも確認できるように配慮している。また、市の人権保育推進のための「一人ひとりを大切に作る保育」に倫理や規範などが書面として取りまとめられており、職員として気をつけたい言葉と態度などの共有に活かしている。所内研修で子どもの思いに寄り添った保育などについての協議を行い、職員間での共通認識と子どもへの対応の向上などを心がけている。この他、AED講習やアドレナリン自己注射薬の講習を受けるなど、子どもたちの安心と安全につながる取り組みも積極的に行っている。保育に関する子どもたちの情報などは職員全員での共有に努め、様々な気づきにつなげ、引き継ぎ事項などを周知して保育活動を進めている。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	マニュアルや保育実施要領の中には子どもたちのプライバシー保護への配慮などが明示されており、全職員に配布して周知・共通理解を徹底している。人権保育の推進と合わせて職員としての個人情報の守秘義務についての共通認識の向上に向けて、保育所職員ハンドブックを用いて読み合わせを行うなどの取り組みを行っている。また、保護者からは個人情報や写真のホームページ・保育所だよりへの掲載などに関して同意書を提出してもらい確認している。子どもたちの個人記録・成長の記録はファイリングシステムの手引きに沿って個別ファイルで管理しており、事務室のファイリング棚に保管し、鍵は一定の場所で管理されている。就学に向けた児童要録などの小学校への提出についても保護者からの同意を得ている。プール遊びの際には周囲に目隠しを設置し、着替えの際には子どもたちに服を全部脱がずにタオルを巻いて対応することを伝えている。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	保育所の概要や入所申し込みの手順などは市のホームページやガイドブックに掲載している。見学者の対応については保育所と見学者双方の都合に合わせて実施して随時、見学ができる。保育所で作成したリーフレットには沿革、保育理念、保育目標、デイリープログラム、年間行事予定などを記載し、イラスト入りで見学者に分かりやすい内容で作成されている。見学時は、保育所内の案内とともに所長・副所長が担当し、日々の保育活動についての説明や見学者からの質問に答えている。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b	入所説明会は入所決定後の3月上旬の土曜日に実施している。所長が、保育所のしおりをもとに保育理念、園の保育目標、年間行事予定の他、感染症、緊急時の対応、注意事項等について、分かりやすく説明をしている。また、説明内容についてはそれぞれの内容について理解と同意をしたか、参加者から書面で提出してもらっている。当日参加ができない保護者については後日、場を設けて同様に説明をしている。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	子どもが転所するときは、市内の公立保育所の場合は個人の記録及び成長の記録などの記録の原本を転所先に確実に渡すよう配慮して引き継いでいる。市内の私立認可園へ転所する場合はコピーを作成して渡し、継続した支援につながるようにしている。卒園児については夏祭りや運動会などの行事には案内を郵送し、学校生活の様子や近況を聞くようにしている。

Ⅲ－１－（３） 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ－１－（３）－① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	保護者の意向や要望などを把握するため、親子遠足、夏祭り、運動会などの保護者参加行事毎にアンケート調査を行い、結果を保護者に周知して次年度の行事内容などに反映させている。クラス懇談会や個別面談、保育参加を通じて把握した意見や要望などは職員会議を通じて共有して、保育活動の改善・工夫につなげている。また、保護者の要望などには対応できることについてはできるだけ迅速に取り組むように努め、保育所内への掲示や懇談会などを通じて保護者に向けて伝えている。保育参加への希望を取り、随時予約をしてもらって受け入れ、保育活動の実践に触れたり子どもたちの保育所での様子などを知ってもらい、給食の試食も取り入れ、保育所への理解と協力の促進に活かしている。
Ⅲ－１－（４） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	保育所のしおりの中に「ご意見・ご要望について」の対応を明示しおり、意見の提出方法、苦情受付担当者・解決責任者・解決総括責任者・市で委託している第三者委員を所内に掲示して周知している。また、ご意見・ご要望などを出しやすいようにご意見箱を設置している。
Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	日頃からの保護者とのコミュニケーションを心がけ、送迎時の会話や気軽に相談に応じることができる雰囲気作りにも努め、保育所では保護者と関係を大切にしている。必要に応じて保育参加などの機会には、保護者からの相談を受けるなどの対応も行っている。保護者の意向などはクラス懇談会と個別面談、行事後のアンケート調査、日々の会話などから把握しており、1・2歳児の親子ふれあい交流や3歳～5歳児の親子遠足などでは、保護者同士でコミュニケーションが取れる機会も提供し、保育所に対して意見などを述べやすい環境づくりにも努めている。また、保護者会からの提案や申し出なども受け付けており、できるものから対応を図っている。
Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	苦情対応については、市保育課と連携を取り、職員間で対応策を話し合い、解決できるようにしている。把握した意見や要望については職員会議や昼会議などで検討・協議を行い、保育所だより・クラスだよりで報告するとともに、所内に掲示をして周知を図っている。

Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	保育所危機対応要領が策定され、危機管理の定義・目的・手順から危機管理体制の整備、危機の予知・予測及び未然防止に向けた取り組み、事故（災害）発生時の対応、保健・衛生管理、対応の評価と再発防止に向けた取り組みなどが取りまとめられ、職員間で周知されている。また、緊急時の対応に関するシミュレーション訓練も定期的に行い、いざという時に備えた対応が実施されている。散歩や所外行事の際の対応としては、連絡体制を整備してリスク管理に努めている。毎年ヒヤリハットに関する報告をもとに集計を行い、注意事項を記載したヒヤリハットマップを作成・掲示して保護者や職員間での注意喚起につなげている。不審者情報などは市から情報提供され保育所に一斉配信され、掲示と口頭などで職員及び保護者に周知され対応に活かしており、年２回不審者対応訓練を行い、防犯灯を設置して保育所周辺の居住者にも周知している。
Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	散歩や外遊びから帰ったら手洗い・うがいを徹底し、子どもたちの健康に配慮した生活に努めている。感染症マニュアルに沿って職員・保護者に情報を周知し、子どもたちの安全確保に取り組んでいる。感染症の流行の時期には保健だよりで情報を提供し注意喚起に活かしており、嘔吐対策として消毒液などの準備も毎日行い、自主研修として看護師が対応キットを用いて説明し体験している。また、所内で感染症が発生した際には各クラスに感染症の症状や原因などの情報を掲示して保護者に周知し、予防につながる対応を進めている。共済組合からも情報が提供され、事前の対策につなげている。
Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	保育所危機対応要領には、地震・火災・台風・水害などの災害時の対応が盛り込まれ、毎月の避難訓練や消防署の指導による定期的な総合避難訓練などを行っている。AED講習や救急救命指導なども受け、子どもたちの安全に配慮している。また、ヒヤリハットに関する報告をもとに、注意事項を記載したヒヤリハットマップを掲示して保護者や職員間での注意喚起につなげている。施設内設備・固定遊具・年齢別のチェックリストが準備され、定期的に確認を行い、子どもたちの安全確保に活かしており、副所長がリスクマネージャーとして位置づけられチェックリストの確認を検証している。

### Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

Ⅲ－２－（１） 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ－２－（１）－① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	市立保育所保育実施要領、一人ひとりを大切に保育（人権保育推進のための保育者の心得え）、延長保育マニュアル、保育所職員の職務分掌など、市立保育所共通のものがある。保育所独自で早番、遅番の手順書を作成している。共通の冊子は全職員に配付して、事務室内にもファイリングをして、職員がみられるようにしてある。園内研修時にはそれぞれのマニュアルや手順書について話し合う機会を持っている。保育所職員ハンドブックを全職員が持っており新任の職員についてもも等しく保育業務が進められるようにしている。
Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	保育実施要領や危機管理対応要領などは市立保育所所長から構成された保育所運営委員会で見直しが行われている。また、保育所独自の取り組みで作成されたマニュアルや文書については、職員会議、昼会議などで必要に応じて、随時、見直しや改定を行っている。改善点や変更点については、差し替えをして全職員に周知している。

Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別 的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b	入所が決定後に保護者との面接を実施している。家庭状況や入所までの成育歴、既往症、保育を実施する上での配慮事項などを丁寧に聞き取り、記録に残している。保育実施上の配慮事項などは職員会議を通して全職員で共通理解をしている。また、全園児について卒園まで、個別に月毎の指導計画を作成しており、面接で得た情報や日々の保護者との関わりの中から得た情報をもとに指導計画が作成されている。週案はクラスに腹案とともに掲示して、保育の計画が保護者にもわかるようにしている。
Ⅲ－２－（２）－③ 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b	保育課程をもとにクラスごとの年間指導計画、月間指導計画、個別の指導計画、週案を作成している。保育課程は年度末の職員会議で次年度の職員も入って見直しをしている。年間指導計画については前期、後期の２回、月間指導計画及び個人の月毎の指導計画については月末に、週案については週末までにそれぞれ反省と評価をして次の指導計画に反映している。年間の行事予定表の作成もあり、保護者参加の行事終了後にはアンケートを取り、職員の反省評価とともにその都度の見直しが図られている。
Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	毎日の保育の活動の記録は週間指導計画と実施内容の記録に記入して、実施内容や子どもの様子などがねらいと共に記録される。配慮が必要な子どもについても個別の指導計画を作成しており、発達支援専門相談員の指導を受けた後は記録に残し、指導計画に反映させている。指導内容や課題については職員会議、ケース会議、週案会議で報告がなされ、常勤職員間では共有がなされている。短時間の職員も含めた全職員間での情報の共有については、課題の残るところであり、今後の工夫に期待したい。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b	面接実施後の情報や個人の指導計画、健康の記録、プライバシーや個別の情報に関する記録は一人ひとりのファイルが作成されて「成長の記録」として事務室内の鍵がかかるキャビネット内に保管されている。鍵の保管については職員間でルールを決めて実施している。記録の保管については市が定めたファイリングシステムの規定に準じて保存年数が設定されており、保存年数が過ぎると廃棄することになっている。また、保育実施要領にはプライバシー・ポリシーの取り組みを定めて職員に周知している。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	b	市立保育所共通の保育理念や基本方針、保育の目標を基盤にして、当保育所では生活を楽しみながら成長できることをねらいに、保育課程の編成と園の保育目標の設定にあっている。保育課程は養護と教育（5領域）の他に食育、家庭との連携、地域とのつながりや保幼小連携の項目を設けて編成している。見直しと検討については、年度末に実施をして、次年度に異動が決まっている職員も会議に参加することで共通理解を図っている。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	0歳児保育室は南に面しており日当たりも良く、かつてはホールとして使用していたこともあって広さも十分にある。コーナーを設置して生活と遊びの空間を仕切った中での保育がなされている。月ごとの個別の指導計画も作成され、個々の発達に応じた援助がなされている。室内には0歳児の発達上の特徴を捉え、這う、登るなどの動作がいつでもできるように、職員考案の大きな戸板の滑り台を常設している。コーナーには手作りの玩具もたくさんあり、安全な中で楽しく遊べる環境を作っている。一日の中で検温は3度実施しており、午睡中は15分毎に体位と睡眠チェックをしてそれぞれ記録に残している。また、慣れ保育中は保護者に来てもらい、食事の様子を見てもらい離乳食の進め方を相談する機会を作るなど、丁寧に進めている。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b	指導計画はクラス全体の月間指導計画の他に、個別の指導計画も作成している。各々の子どもの発達や興味、関心を基盤に援助や配慮が細かく記入されて日々の保育実践に活かされている。トイレトレーニングの際には子どもの発達に応じ保護者と相談のうえ、無理なく進めて自立につながるよう援助している。さらに週案は腹案と共に作成され、保育室に掲示して保護者に知らせるようにしている。1歳児室と2歳児室は、離れているのでできるだけ一緒に過ごす機会を設けている。訪問時は、合同で歌に合わせて鈴やカスタネット、タンバリン等で楽器遊びをして楽しむ子どもたちの姿があった。また、3歳以上児と触れ合う機会も大切にしており、一緒に散歩に出かけたり、リズム運動を合同で行うなど異年齢での交流も多く、年長児の動きをまねてやってみようとする1・2歳児の姿もある。
A-1-(1)-④ 3歳以上の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	3歳以上児においても月間指導計画の他に個別に月毎の指導計画が作成されている。日々の活動は各クラスの特徴と個々の発達段階や興味関心を的確に捉えたうえで、保育内容と展開に工夫を凝らしている。朝の時間帯には空気の澄んだ中で、できる限り外遊びを実施して、たくさん体を動かし満足してから、室内の活動に移ったり、時には必要に応じて食後に戸外に出るなどの配慮もしている。各保育室には、ままごと遊びの道具や積み木、ブロック、手作りの仕切りや牛乳パックの椅子などが置かれて、自由に遊べるようにしている。年長児は自分で指あみをして作ったあやとりの糸で遊んでいたりと、針と糸を使い雑巾の手縫いをしていて、でき上がると嬉しそうに報告にくる姿がある。

<p>A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>市の子育ての目安の「3つの芽生え」をもとに円滑な就学に向けて接続期前期のプログラムを作成している。午睡は12月の中旬より徐々に時間を減らし、個々の体調と体力に配慮をしながら、1月の3週目位をめどに午睡をしないで過ごせるようにしている。小学校への訪問は学区の小学校に年に2回行く機会があり、1・2年生と一緒に遊んだり、学校内を案内してもらったり、交流し触れ合う時間を持っている。また、相談員として退職した校長が当保育所に配属されており、年長児の保護者には就学講演を実施したり、不安なことがある保護者には随時相談に乗るなどの対応をしている。保育所児童保育要録については保護者に提出の同意を得たうえで原則は持参するが、遠方の場合は郵送をしている。</p>
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育</p>		
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>保育室内には温度計と湿度計、空気清浄機等が設置され心地よい環境での保育がなされるように配慮している。築年数が経過しているため建物の外観の古さは否めないが、子どもが生活する保育室内やトイレなどは衛生的に清潔に保たれている。一日に3度の清掃を実施しており、年明け頃より、年長児が話し合いをして決めた自作の手縫いの雑巾を使い、体力づくりを兼ねての廊下の拭き掃除も計画されている。また、施設内外の設備の安全点検は、毎月実施して記録に残している。危険箇所は廊下に掲示されたヒヤリハットマップに記入し、職員と保護者で共通認識を持つようにしている。</p>
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>全園児について、卒園まで月毎の指導計画を作成している。個々の発達を見極めたうえで基本的な生活習慣が無理なく身につくように働きかけと援助を行っている。トイレトレーニングの際には保護者とコミュニケーションを取りながら進めており、子どもの思いや自分でやりたい気持ちを大切にしながらやさしく対応している。また、手指操作の遊びなどを通して子どもの興味や発達を捉え、箸使用への移行につなげている。当保育所には看護師の配置があり、パネルシアターを用いて年長児の歯磨指導を10月に実施している。さらに実施後は保護者にも内容を伝えて、家庭でも継続して実施できるようにした。保育の実践については戸外や恵まれた自然環境の中で思いっきり体を動かすことを活動の中心に据え、日々の保育が展開されている。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>週1回の歌集会和リズム集会を実施している。全体での実施の他に、発達の近いクラス同士で実施したり、集会以外の場面でも他クラスに行き一緒に遊んだり、異年齢での交流を多く持っている。戸外遊び時には「蛇じゃんけん」や「だるまさんがころんだ」などの集団遊びや「竹馬」「ケンパー」等の伝承遊びなども取り入れている。室内での遊び用には子どもたちが布で手編みした縄跳びを作っている。また、保育所行事の夏祭り際には、子どもたち自らが育てた野菜の店を出し、販売をしたり、運動会の競技の内容を皆で考えて構成のうえ、プログラムに入れている。</p>



<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>園庭には楓の木、金木犀、桑の木、エゴの木、ブドウの木等が植えられていて、四季折々に花を咲かせて実をつける。特にブドウの木は大きく、たくさんの房を実らせ秋にはブドウ狩りをして楽しむことができる。保育所周辺には自然豊かな公園や原っぱ、グラウンドなどがあり、散歩時に落ち葉や木の実を拾ったり、虫取りができる。また、地域の人たちとの交流する機会も多く、団地の夏祭りに年長児が参加して太鼓を披露したり、世代間交流時には地域のお年寄り20人程の参加者があって、子どもたちと交流する機会を持っている。市の療育機関との交流保育も実施しており、一緒に遊んだり給食を食べたりする機会もある。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>保育の中で日常的に絵本や紙芝居の読み聞かせをしている。クラスごとにおすすめの絵本を紹介し、保護者にも絵本の楽しさを知ってもらえるように貸し出しも実施している。外国籍の子どもも在籍があるので保護者に自国の言葉で挨拶を教えてもらったり、異文化に触れる機会を大切にしている。また、日常的に子どもたちはリズム運動を通してしなやかな体づくりを目指しているが、保育参加の保護者が一緒に参加したりする機会もある。子どもが作った粘土は名前を付けて展示しておいたり、大きな紙を使っての描画なども取り入れ、年度末にとじ込み一つの作品として家庭に返している。</p>
<p>A-1-(3) 職員の資質向上</p>		
<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>a</p>	<p>今年度から市独自の保育所の自己評価のシートを使い、それぞれの保育士が自己評価を実施する。保育の指導計画については年間指導計画は前期・後期の2回、月間指導計画については月末に、週案については各週末にそれぞれ反省と評価を行い、保育の振り返りをしてる。出された課題は次の指導計画に反映され、保育の実践に活かされている。研修への参加については、市立保育所研修計画に基づいて実施される研修や外部研修などがあり、研修受講後は復命書の提出や職員会議での報告と供覧を通して、学びの共有を図っている。</p>

A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	b	卒園まで全園児について月毎に個別の指導計画を作成している。指導計画の作成にあたっては、置かれている家庭状況や、保護者、子どもとの日々のかかわりを通して得た情報をもとに作成されている。また、3歳未満児は個別の連絡帳や3歳以上児については健康連絡帳を通して、より理解を深めている。保育を進めるうえで配慮が必要な子どもの情報は職員会議時や昼会議等にケース会議を行い、話し合う機会を作っている。内容は全職員が共有して個別に配慮した関わりがなされるようにしている。
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b	配慮を必要とする子どもの保育については発達の状況に合わせた個別の指導計画を作成している。クラスの保育日誌の他に個別に日誌を作成して、丁寧に記録を残している。専門機関の発達支援専門相談員から助言された内容は、全職員で共有するとともに指導計画に反映させている。療育機関との交流保育の機会や子どもが利用している専門機関との連携もあり、子ども理解につなげている。
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	b	児童確認名簿と延長保育日誌を使用して、4時30分から30分毎に子どものクラス別の人数確認をして記入をしている。延長保育日誌には最初に登園した児童名と最後に降園した児童名を書くようにしている。夕方の保育時間や延長の保育時間時はパズル、ドミノ、ままごとやブロックなどで遊びながら迎えを待ち、できるだけゆったりとした雰囲気の中で過ごせるように心がけている。時には、少人数になった時点で保育士と一緒に園内探検と称し、戸締り点検に同行してワクワク、ドキドキする経験をすることもある。

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>b</p>	<p>保育所の入所時には既往歴や予防接種の記録などを保護者から書面により提出をしてもらい、必要に応じて職員会議等で共有して、健康管理に活用される。年間の保健計画は看護師が作成しており、計画に準じて保健指導が実施されている。身体測定については3歳未満児は毎月、3歳以上児は2カ月毎に実施して各自の成長の記録に記載されている。早朝、延長保育利用の子どもの体調に関する連絡事項等は、職員連絡ノートに記録して連絡漏れがないように保護者に報告をしている。さらに保育所内での感染症の発生時には掲示をして保護者に知らせ、注意喚起を促すとともに、手洗いやうがいの徹底を通して予防に努めている。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>b</p>	<p>事務室内には食育が目指す5つの子ども像を掲げて、食育展開の目標にしている。子どもが食材に触れる機会としてトウモロコシや玉ねぎの皮むき、キヌサヤのすじ取り等を行っている。キュウリ、トマト、ナス等の夏野菜や、大根、白菜、ブロッコリー等の冬野菜の栽培活動を通して、直に触れ野菜の成長を感じたり、栽培物を調理してもらい食べるなど、食に興味や関心が持てるようにしている。また、誕生会や行事の時にはテーブルクロスや花を飾って異年齢で会食をしたり、ヨモギ団子、クッキー、カレーなどのクッキング保育も実施している。</p>
<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>b</p>	<p>月毎の献立表と使用予定の食材産地表は保育課の栄養士が作成しており、給食だよりは市の給食研究会の作成によって保護者に配付される。給食研究会は栄養士、担当所長、看護師、調理員、保育士等で構成され、献立の見直しと検討がなされている。日々の給食の喫食状況の把握と子どもの嗜好については、担任保育士や調理員が子どもと一緒に給食を食べて把握し、味付け等も工夫している。夏場を除いて毎日の給食を展示して、迎えに来た保護者が見られるようにしており、希望があればレシピを提供している。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>b</p>	<p>嘱託医による健康診断と歯科検診は年2回ずつ実施され、結果はすぐに保護者に書面で報告される。看護師が園独自の保健だよりを作成しており、専門職ならではの視点で健康観察の留意点や病気時の対応と予防等を発信している。また、替え歌を使っての手洗い指導や、今年度はパネルシアターを使って歯磨きの必要性についての指導を実施する。</p>
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>市立保育所食物アレルギー対応マニュアルに沿って、保護者からの申請と医師が作成した生活指導管理表をもとに対応をしている。除去食の提供にあたっては事前に食材チェック表に保護者から記入をしてもらい、保護者、担任保育士、調理員、所長の四者が月に一度アレルギー会議を実施し確認をしている。配膳は専用のトレイを使用し、記名をして職員が二人で必ず確認をして、ダブルチェックがなされるようにしている。お代わり用の食器も皆の物とは区別して配膳している。緊急時のアドレナリン自己注射薬の講習は毎年実施して全保育士が対応できるようにしている。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>市立保育所衛生管理マニュアルがあり、作業の手順、手洗い、身支度などに細かく規定されている。調理作業における点検表を使って施設や設備に関する衛生点検と従事者に関する点検を、毎日、作業の前後に実施して所長に提出している。確認後に押印をして返却がされる。食中毒の発生時には食中毒対応マニュアルに準じて対応がなされる。</p>

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	b	月毎の給食献立表や離乳食献立表、給食だよりを発行して各家庭に配付している。連絡帳や健康連絡帳を通して家庭の食事の内容と食べた量の把握ができる。0・1歳児の食材は家庭と連携し、家庭での食べたことがあるものを給食に使用している食材一覧シートで確認し把握した後、園で提供している。特に0歳児は離乳食の進め方や食べさせ方など保護者と密にコミュニケーションを取りながら丁寧に進めている。6月から9月を除いて給食のサンプルを事務所に展示して保護者が見られるようにしている。また、保育参加を利用して給食の試食をしてもらい、家庭で刻みや味付けの参考にしてもらっている。食に関心を持つ取り組みとして、野菜の収穫の様子やクッキング保育時の様子などは写真に撮り、日々の活動の様子として発信をしている。
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	b	送迎時には子どもの様子や変化を丁寧に伝えて気軽に話せる日常のコミュニケーションを大事にしている。連絡帳や健康連絡帳に記載された相談には保護者の気持ちに寄り添った対応を心がけており、保護者の希望があれば必要に応じて個人面談や保育参加の機会を設定することもある。行事实施後や保護者会で実施するアンケートを通して保育所へ要望などが出されることもあり、職員で検討後に回答をして保育所運営に活かしている。
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	b	毎月保育所だよりとクラスだよりを発行して月の保育目標や今月の歌、行事予定などを知らせている。懇談会はクラス懇談会と個人面談を年3回実施している。クラス毎の保育目標や発達の特徴、年間の行事予定などを知らせるとともに、育児についての悩みや疑問などを話し合う場を設けている。参加できなかった保護者には内容を書面にして配布し報告をしている。また、保育参加や保育参観を呼びかけ、実際に保育に参加してもらうことで子ども理解や保育所の理解へとつなげている。参加した保護者は家では見せない頑張っている子どもの表情に触れたり、わが子の成長のみならず、クラスの子どもの成長を感じとったり、一緒に散歩に行って楽しかった等の感想を持っている。一度参加した保護者については次年度の参加者も多い。
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	b	市の虐待対応マニュアルが策定されており、保育所での役割分担や具体的な支援の記録や対応の方法などの記載がある。マニュアルに基づき対応をすることになっている。子どもや保護者の変化には十分に注意を払えながら保育にあたり変化を見逃さないようにしている。ケースによっては会議を実施して職員間での対応を話し合っている。疑われる場合も含めて保育課に連絡をして関係機関と連携が取れるようになっている。職員が虐待に関する研修に参加するなど学ぶ機会があり、研修内容を共有して早期発見と予防に努めている。